

令和5年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 5月 17日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 山田 孝治 | 植山 淑子 | 阿川 伸美 |
| 松田 康浩 | 山縣 正明 | 大石 洋典 |
| 永安 達彦 | 岩山 澄男 | |
- 5 事務局 事務局長 深川 修作 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。
事務局	それでは只今より令和 5 年第 5 回総会を開会いたします。本日、欠席おりませんね。
議長	おりません。
事務局	<p>欠席はございません。全員出席でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事の署名委員を議長の方より指名したいと思いますよろしゅうございますか。それでは指名をいたします 5 番倉増委員、6 番安部委員。よろしく願いいたします。</p> <p>令和 5 年の山口県の農林水産部より予算が決定したのに対して概要があります。もしこれを何かの参考にしたらいらっしゃいましたら、私の方に申し出られてください。県の農業会議を通して県の農林部の方にその部数を請求しようと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>はい、農地法第 3 条許可申請 6 件について説明いたします。</p> <p>1 件目、譲受人、●●、●●さん。譲渡人、●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。</p> <p>まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地借受地について適切に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外での法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしています。第 5 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 6 号の周辺農地の利用に支障はないと考えます。</p> <p>2 件目、譲受人、●●、●●さん。譲渡人、●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通</p>

りです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地借受地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3件目、譲受人、●●さん。譲渡人、●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地借受地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4件目、譲受人、●●、●●さん。譲渡人、●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地借受地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5件目、譲受人、●●、●●さん。譲渡人、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。体調不良により耕作地の維持管理が出来なくなったため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが。譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6件目、譲受人、●●、●●さん。譲渡人、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。高齢により耕作地の維持管理が出来なくなったため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが。譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	<p>それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
武藤委員	<p>17番武藤です。5月10日、山本会長、馬屋原委員、事務局2名、あと各地区の担当委員さんと共に現地調査を行いました。</p> <p>ではまず第1番ですが、●●さんの件ですが、これ1番2番ともに譲受人が一緒ですので一緒に説明させていただきます。</p> <p>まず1番ですが、場所は●●から●●に向かう道があるんですけど、それをずっと通って下りたあたりの農地になります。こちらですね、譲受人さんの状況なんですけど、●●と若くて農地を所有して農業経営の拡大を図っておられて、とても頼もしく感じました。現在、所有されている農地の状況ですが、適正に管理されていて問題はないと感じました。</p> <p>2番の件につきましては、お父さんから譲り受けられたということで、こちらも特に問題はないと感じました。</p> <p>それから、4番目ですね、こちらの場所は●●の●●さんの近くの場所なんですけど、こちらはあの酒米を作付けして●●のお米でお酒を造りたいという思いで農地を取得されるものです。現在取得されてる農地の耕作状況についても問題なく、許可しても問題はないんじゃないかと判断いたしました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>3番5番6番につきましても、もし分かれば地元委員さんより補足説明をお願いをしたいんですが。</p> <p>それでは地元委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。1番2番ですが武藤委員が言われた通り別に支障はないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。</p>
植山推進委員	<p>推進委員の植山です。先日5月10日に●●さんのお宅に行き、現地確認をしました。問題はございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>3番は。</p>
阿川推進委員	<p>はい、●●さんのところですね。</p>

議長	はい。
阿川推進委員	●●ですけども、これはあの、家の拡張を行ったんですね。その際に横についてる畑を合わせて取得されたんだと思います。下関の方へ赴任されるということで、そういう形で入ってこられました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それから4番。
松田推進委員	はい、別府地区推進委員の松田です。先程説明されました武藤委員の説明された通りでございます。問題はないと思います。ご審議の方、よろしく申し上げます。
議長	委員の皆さんより何か、ご質疑ございましたらお願いいたします。どうぞ。
安富委員	2番、現地調査をされた委員の報告があったんであらかた分かるんですけども、その譲り渡すっていうふうな理由ですよね。書き方なんですけども、譲り渡しの申し出に双方が応じたの部分がわからん。もうちょっと、どっちかが売りたいって言ったとか、その辺が分かるような書き方にして欲しいなど。
議長	よく分かりました。事務局、これまでのあった古い議案書を参考に、ちょっと書き方工夫してみていただきたいと思います。私的に言えば2番は生前贈与だけでいいんじゃないかと思えますし、売買じゃないと思えますんで親子の間で、というふうな感じで誰にも分かるような形にしてほしいなどと思えます。よろしくお願いいたします。 他にございませんか。無いようでしたら採決に移りたいと思えます。 それでは採決に移りたいと思えます。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。

<p>事務局</p>	<p>それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>7件朗読。</p> <p>はい、それでは農地法第5条許可申請7件について説明いたします。</p> <p>1件目、資料は11ページ、12ページ資料7の箇所です。所在地●●、転用面積 田 2,969㎡、申請人●●、申請地は●●から北へ1.3kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、資料は13ページ、14ページ、資料8の箇所です。所在地●●、転用面積 田 1,104㎡、申請人●●、申請地は●●から南西へ7.2kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、資料は15ページ、16ページ、資料9の箇所です。所在地●●、転用面積 田 942㎡、申請人●●、申請地は●●から南西へ7.2kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、資料は17ページ、18ページ、資料10の箇所です。所在地●●、転用面積 田 198㎡、申請人●●、申請地は●●から西へ1.0kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し車庫ならびに倉庫を作るためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目、資料は19ページ、20ページ、資料11の箇所です。所在地●●、転用面積 田 1,203㎡、申請人●●、申請地は伊佐公民館から西へ1.0kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全</p>
------------	--

<p>議長</p> <p>馬屋原委員</p>	<p>てを満たしていると考えます。</p> <p>6件目、資料は21ページ、22ページ、資料12の箇所です。所在地●●、転用面積 田 1,293㎡、申請人●●、申請地は●●から西へ1.0kmの位置にある農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>7件目、資料は23ページ、24ページ、資料13の箇所です。所在地●●、転用面積 田 2,519㎡、申●●、申請地は●●から北西へ4.0kmの位置にある農業振興地区域内農地です。申請地を借り受け●●工事に伴うヘリポート、資機材置場を設置するものです。農用地区域内用地の転用ですが一時的な転用であって、当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することは必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象になるものです。おつてこの案件につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>それでは現地調査行かれました委員の報告をお願いします。</p> <p>15番の馬屋原でございます。色々ありましたので、何か出来たんじゃなかろうかと今思っています。</p> <p>まず1番ですが●●にですね、現在●●会社があるんですが、2筆があるんですけども、資材置場並び駐車場にするということで、あそこは●●があつたり、周りの水がですね今のところに全部集まるような形になっておりますんで、水路もまあ配慮と言いますかちゃんとするようにと指示はいたしました、それらにつきましては全然問題なかろうと私は思っております。</p> <p>それから2番3番ですが、●●のですね小学校の下つていいですか、こちら行かれた●●の先なんですけども、そこに●●さんの土地があるんですけども、川のへりでございますけれども、そこに発電設備をするということで、これ2筆ありますけども、特段問題はなかろうかというふうに思っております。</p>
------------------------	---

	<p>次は4番ですが、●●の営業所がありますね、あそこから入ってですね、南から下がったところっていいですか入っていきますと、住宅がありますけどもその上ったところにですね、この土地があります。すでに道具入れがあります。そこで作業するための駐車場のよう格好になっております。特段問題なかろうかというふうに思います。</p> <p>それから5番6番ですけども、●●でございます。●●がありますけども、そのちょうど南側になります。そこにですねこの2つの、1,203㎡と1,298㎡があります。これもまた太陽光発電の申請でございます。今いろんな果樹が植えてあるようでございますけれども、太陽光で致し方ないかなというふうに思いますし、周りの水路はしっかりしておりますので、その辺の迷惑になるようなことはまず無かろうかというふうに思っております。</p> <p>最後の●●のヘリポートでございますけども、●●の入り口から入ったところでございます。実はこの案件につきましては以前も出ておりますし、問題なかろうかというふうに思っております。以上簡単ですけども、説明に代えさせていただきます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは他の委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。
山縣推進委員	はい、1番について推進委員の山縣です。馬屋原委員さんが言われたように、別段問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	はい、2番3番。
大石推進委員	2番3番、太陽光の案件ですけども、先程、馬屋原委員の方からご報告がございました。特に私の方から特段追加することはございませんので、よろしくご審議の方お願い申し上げます。
議長	はい、それでは4番5番6番。
阿川推進委員	はい、伊佐地区の阿川と申します。4番5番6番でございます。先程、馬屋原委員さんのご説明の通り周りに被害がないということで、問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長	はい、それでは7番。
永安委員	7番の●●さんの件ですけども、以前からヘリポートの申請がなされておりました、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何かご指摘ございましたらお願いいたします。
岸委員	資料12の所見てください。ここで注目するのは●●と●●が太陽光があるんですね？
馬屋原委員	実はですね、譲渡者っていいですか貸した人の意向でそこに果樹があるんですよ。どうしても、そこは残してくれってことで。効率が悪いけどですね。
議長	はい、他にございませんか。
議長	はい、ありがとうございます。他にございませんか。 無いようでしたら、議案第2号採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。
議長	議案第2号について原案の通り決定をすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それでは本日配布しております農用地利用集積計画（令和5年5月31日告示）の資料をご覧ください。今回全体で14筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして36,906㎡、貸し手が7名、借り手が6名でございます。内訳は4ペ

議長	<p>一丁目でございます。農業経営基盤強化促進法第9部第18条第3項の要件で農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、の利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。地元委員さんより何か、説明等ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようでしたら、質疑に入りたいと思います。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
議長	<p>議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読</p> <p>合意解約2件について報告します。これから自己管理されるため、双方の合意により解約されたものです。1が機構と耕作者、2が機構と所有者の合意解約となります。以上報告します。</p>
議長	<p>意見はございませんか。無いようでしたら、報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読</p> <p>現況証明願の提出が2件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目、資料25ページ、26ページ、資料14をご覧ください。</p> <p>昭和62年頃より隣接する建物敷地の一部（庭）として利用され、現在に至ります。</p>

	<p>2 件目、資料 2 7 ページ、2 8 ページ、資料 1 5 をご覧ください。 7 0 年以上前より通路として使用され、現在に至ります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。では現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
武藤委員	<p>武藤です。場所が、元の●●小学校の辺ですね。あれから国道を左に入って、その辺にある集落なんですけど、こちらの写真見ていただいたら分かる通りもう、庭の一部というか植木があって、この申請の通りのような状況でしたので、それを現地において確認しました。</p> <p>2 番ですが、こちら●●、場所はですね、●●さんってお寺の近くです。こちら写真のようにちょっと 2 m あるかないか、幅はそんなないですけど、通路として利用されているようです。実際このような状況でありましたので、報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さん、補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
植山推進委員	<p>推進委員の植山です。先程申し上げました通り、●●さんのお宅が売りに出ております。そして、この度●●の●●さんという方がお買い上げになりました。そしてその土地に畑と庭がありますけども、それは耕地に入っていないので、あの先日確認しに行きました。以上です</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます、それでは 2 番。</p>
岩山推進委員	<p>推進委員の岩山です。先程武藤委員が言われたように現状あの通りです。審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 他に委員さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。</p>

議長	<p>よろしゅうございますか。では報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは5月は農業相談、相談日はございませんでしたので、報告はございません。 委員の皆さんより何か言いたいことが、あれば発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方から先月の総会でいろいろ質問といたしますか、県の方に要望すればいいような発言がございました。これにつきましては先月の常設審議委員会の中で、県の方に要望を言っておきました。回答につきましては、今月の常設審議委員会の中で回答をするということでございます。報告まででございますけれど、よろしくをお願いいたします。 では事務局の方より今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局よりお知らせいたします。6月の日程についてでございます。総会は6月15日木曜日14時から、この会場で行います。農業相談日は6月13日火曜日、時間は9時からの予定です。美祢地区担当の伊藤委員、美東地区担当の村上委員、秋芳地区担当の井町委員、よろしくをお願いいたします。現地調査につきましては6月7日水曜日、時間は9時からといたしております。縄田委員と村上委員よろしく申し上げます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。私からは以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>ご起立願います、礼。</p> <p>午後3時15分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年5月17日

議長

署名委員

署名委員

--	--

